

第2次石巻市総合計画 策定方針

1. 総合計画の必要性

東日本大震災以降、急速に進む少子高齢化及び壊滅的被害を受けた半島沿岸部を中心とする急激な人口減少や、内陸部への人口移動等、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、復興まちづくりの進展等により市民ニーズも多様化、複雑化しています。また、人口減少等の影響により市税や地方交付税の減少が見込まれる一方、復興事業に伴い新設された公共施設の維持管理経費等、新たに見込まれるコストの影響により、本市の財政状況は一段と厳しさを増していくものと思われまます。

こうした状況の中、本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、将来にわたり持続可能な市政を運営していくためには、「将来のまちのあり方」を市民と行政がともに考え、共有し、協働して取り組むための総合的かつ計画的な長期ビジョンである総合計画が必要であると考えます。

2. 総合計画の位置付け

総合計画は、震災からの復興及び地方創生を踏まえるとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の観点を取り入れ、本市の将来にわたる発展を展望し、長期的視点に立った市政運営の指針となる計画として、これまで同様、本市の最上位計画として位置付けます。

3. 計画策定の根拠

昭和44年に改正された地方自治法では、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の議決による策定が義務付けられていましたが、平成23年8月の改正地方自治法施行により、「基本構想」の策定義務が廃止され、策定及び議決についての法的根拠がなくなり、対応は市町村に委ねられています。

本市の最上位計画である総合計画は、「石巻市行政に係る基本的計画の議決等に関する条例」の議決すべき計画に位置づけるかどうか、市議会と協議していきます（同条例は議員提案条例）。

4. まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

「第2次石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、第2次石巻市総合計画の策定に合わせ、一体のものとして策定します。

※参考 「地方版総合戦略策定のための手引き（平成27年1月 内閣府地方創生室）」抜粋

地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えます。

5. SDGsの考え方

地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するSDGs（持続可能な開発目標）の考え方は、持続可能な市政運営、震災からの復興及び地方創生の実現に資するものであることから、第2次石巻市総合計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた観点を取り入れた計画とします。

6. 土地利用について

国土利用計画と記載内容が重複する本市の土地利用の構想部分（基本方針、方向性等）は、第2次石巻市総合計画に盛り込むこととし、具体的な土地利用方針は次期石巻市都市計画マスタープランに盛り込むこととします。

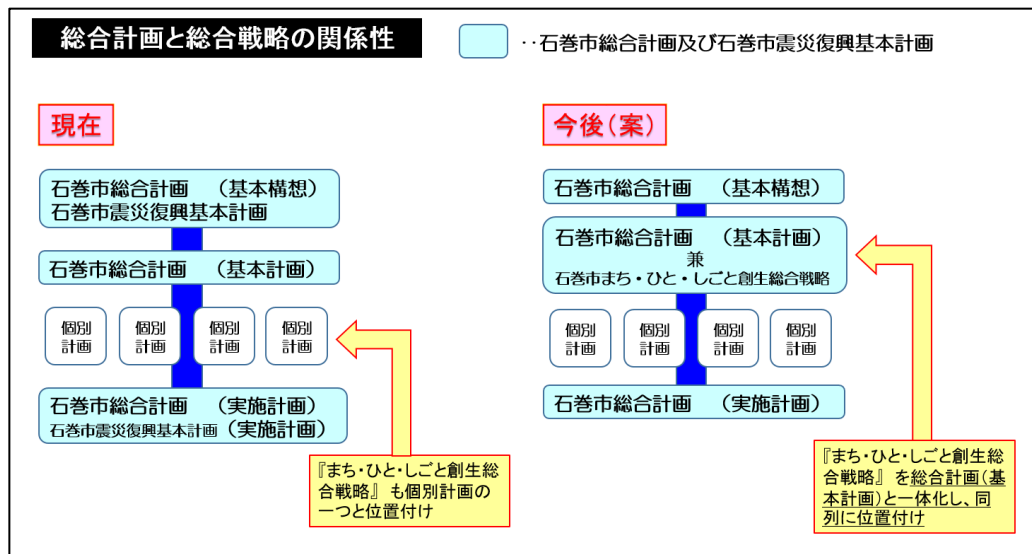
※参考

国土利用計画（市町村計画）は、国土利用法第8条の規定に基づき市町村の区域について定める国土の利用に関する計画であり、市町村における土地利用に関する行政の指針となるべきものであるとともに、全国計画、都道府県計画と併せて国土利用計画体系を構成するものである。なお、策定は義務ではない。

7. 計画の構成

これまで同様、長期的な視点から本市の目指すまちづくりの理念や将来像を示し、市民と行政がともに努力し、これを実現するための施策の大綱について明らかにする「基本構想」、基本構想で示した施策の大綱を進めるため、具体的な施策の展開とまちづくりの指標などを示す「基本計画」、基本計画で示した施策の展開について、財政状況も踏まえながら具体的な実現手段を年度別に明らかにする「実施計画」の3層で構成することとします。

なお、「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は「基本計画」と一体的に策定するものと位置付けます。



8. 計画の期間

現在の石巻市総合計画は、「基本構想」が10年、「基本計画」が10年（必要に応じて5年程度で見直し）、「実施計画」が3年（毎年度ローリング）としていましたが、震災に伴い、基本構想及び基本計画の計画期間を4年延長しています。

第2次石巻市総合計画は、「基本構想」については、震災以降のまちづくりの観点から、平成23年（2011年）3月11日から20年後となる令和12年度（2030年度）を目標年度とする10年間の計画、「基本計画」は、「地方版総合戦略策定の手引き」において、地方版総合戦略の計画期間とされている5年間の計画、「実施計画」を3年間の計画（毎年度ローリング）とします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
市長選挙	●				●				●		
基本構想	→										
基本計画	前期	→				見直し	後期				→
実施計画		→		→		→					

9. 成果品（冊子）イメージ

「基本構想」と「基本計画」は合冊とします。

10. 策定体制

（1） 庁内

【石巻市総合計画策定本部】

石巻市総合計画の策定に関する庁内組織として、新たに「石巻市総合計画策定本部」を設置する。

同本部は、本部会議と幹事会で構成することとし、必要に応じて専門部会も開催できるものとする。

- ① 本部会議：庁議メンバー
- ② 幹事会：庁議幹事会メンバー
- ③ 専門部会：分野の分け方、メンバー構成については要検討

（2） 庁外

【石巻市総合計画審議会】

条例設置組織。市長の諮問に係る答申が終了したときは解嘱される。委員20人以内。

【ワークショップ等】

将来のまちのあり方を市民と行政がともに考え、共有し、多くの市民の意見を総合計画に反映させるため、ワークショップ等を開催する。実施方法、人選等については要検討。

11. 進行管理

(1) 庁内

【(仮称) 石巻市総合計画推進本部】

10. 策定体制に記載の「石巻市総合計画策定本部」を「(仮称) 石巻市総合計画推進本部」と改正し、進行管理を担っていく。

(2) 庁外

【(仮称) 石巻市総合計画推進会議】

石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理及び地方創生に関する市民各層の意見、要望等を反映させるため設置されている「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」の設置要綱を改正し、「(仮称) 石巻市総合計画推進会議」とする。

進行管理の対象は、基本計画レベルの施策及び成果指標（K P I）とする。

12. スケジュール

資料4のとおり